

## 手 数 料 表

| サービスの種類及び内容                              | 手数料の額及び負担者                                                                                                            |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人を受け付ける時の事務費用                           | 0 円<br>手数料負担者は求人者とします。                                                                                                |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、<br>求人・求職者に提供する紹介のサービス | 成功報酬 職業紹介が成功した場合に<br>おいて、当該求職者の就職後<br>1年間で支払われた賃金の<br>最高 50 %<br>手数料負担者は求人者とします。                                      |
| 求人の充足を容易にするための求人者<br>に対する専門的な相談・助言       | 成功報酬 職業紹介が成功した場合に<br>おいて、当該求職者の就職後<br>1年間で支払われた賃金の<br>最高 50 %<br>手数料負担者は求人者とします。                                      |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓や<br>そのための調査・探索         | 着手金 200,000 円<br>活動1日当たり 10,000 円<br>成功報酬 職業紹介が成功した場合に<br>おいて、当該求職者の就職後<br>1年間で支払われた賃金の<br>最高 50 %<br>手数料負担者は求人者とします。 |
| 就職を容易にするための求職者に対する<br>専門的な相談・助言          | 成功報酬 職業紹介が成功した場合に<br>おいて、当該求職者の就職後<br>1年間で支払われた賃金の<br>最高 50 %<br>手数料負担者は関係雇用主とします。                                    |

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 13-ユ-303972

事業所の名称及び所在地 株式会社クリアス

東京都中野区新井1-26-6 いちご中野ノースビル3F

◆ 返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 10%

尚、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別に定めをする場合があります。